随意契約（プロポーザル等を除く）一覧表（ICTイノベーション推進室分）（令和7年1月分）

別紙3

No.	担当課	問合せ先（直通）	業務名	契約業者名	契約金額（税込）（円）	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の種別	備考
1	ICTイノベーション推進室	228-7264	税総合電算システムデータ連携改修業務	富士通Japan株式会社関西公共第二ビジネス部	65,536,317	R7.1.29	本業務は、基幹業務システムにおける標準準拠システム(標準化基準に適合したシステム)への移行に伴い、令和8年1月よりデータ連携方式が変更となることから、令和7年12月末までに税総合電算システムにおける連携インターフェースを標準化仕様に基づいたインターフェースへ改修を行う業務である。本業務を適正に履行するためには、現行のデータ連携における仕組みや内容に加えて税総合電算システムに関する詳細な知識や技術が必要不可欠であり、当該システムを構築した者以外による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、重大な設定や必要なテストの漏れ、不具合時の対応が即座に行えない等、安定的なシステム稼働に影響を及ぼす恐れがある。その場合他の業務システムとのデータ連携が適切に行えず、円滑な業務の遂行ができなくなる。 以上のことから、本業務を適正に履行できる者は、当該システムについて詳細な知識等を有する、当該システムを構築した業者である富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受けた富士通Japan株式会社以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第２号）	1者随契	
2									
3									
4									
5									
6									